

公 告

令和 8年産の蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲

	単位当たり共済金額の範囲				
別記の第一区分に掲げる者	2,580 円	2,320 円	2,060 円	1,810 円	1,550 円
別記の第二区分に掲げる者	2,960 円	2,580 円	2,320 円	2,060 円	1,810 円
別記の第三区分に掲げる者	3,350 円	2,960 円	2,580 円	2,320 円	2,060 円

別記：

第一区分 農業保険法(昭和22年法律第185号)第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量(同項1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。)の合計に対する種繭の収繭量の割合(以下「種繭収繭量割合」という。)が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者